

表1 第1号被保険者数、認定者数の推移

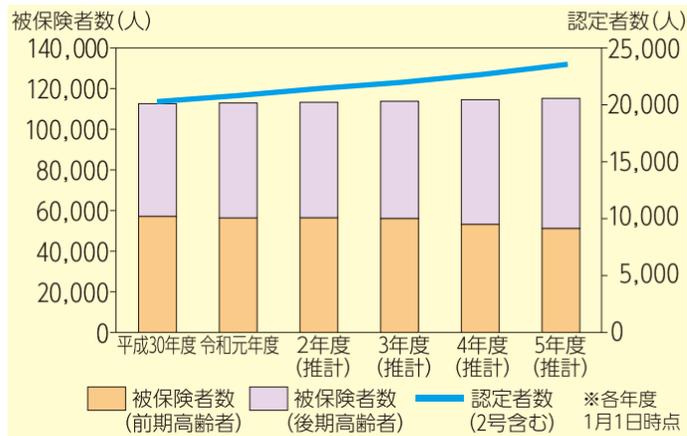


表2 保険給付費等の推移



介護保険の現状と推計

被保険者、認定者数ともに増

本区の第1号被保険者(65歳以上)数は、令和2年10月末現在、11万3,867人、令和5年度には約11万5千人となる見込みです。

第8期の保険料

第8期計画期間中(令和3~5年度)は、比較的介護の必要性が高くなる75歳以上の高齢者数が増加すると予想され、そのため、要介護認定者数については令和2年10月末現在2万1,284人が、令和5年度には2万4千人へと増加すると見込んでいます(表1)。

サービス利用量も増加

要介護認定者数の増加に伴い、今後もサービス利用量は増加すると見込んでいます。

保険給付費等の推移を見ると、第7期(平成30~令和2年度)

は第6期(平成27~29年度)の約1.1倍となっています。

現時点での第8期の保険給付費等は、過去の実績値をもとに要介護認定者数の状況等を踏まえて算定し、第7期の約1.1倍(保険給付費約998億円、地域支援事業費約54億円)と見込んでいます(表2)。

保険給付費等の財源は、公費50%と保険料50%とでまかなわれています。第8期ではそのうち23%を第1号被保険者の保険料で負担します。保険料の設定にあたっては、引き続き国が行う低所得者への軽減策に加え、基金の適切な活用により保険料の上昇幅の抑制を図ります。

なお、第8期計画期間における保険料額については、国が示す介護報酬やその他の条件が確定され次第算定します。

基本理念

すべての高齢者が生きがいや幸せを感じられる社会を、地域とともに目指していくことを目的として、本計画の基本理念を次のように掲げます。

基本目標・基本施策

基本目標1 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

1 相談支援ネットワークの構築

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるよう、地域包括ケアシステムの中核的な機関である地域包括支援センター(長寿サポートセンター)を中心とした相談支援体制の強化とセンター間での連携の充実や好事例の共有を行います。また、地域ケア会議等の充実を図り、個別支援の強化と高齢者を支えるネットワーク整備を推進します。

2 介護予防の推進

正しい生活習慣や運動習慣を身につけ、いつまでも健康でいられるよう、高齢者が主体的に健康増進に努める取り組みの充実を図ります。また、健康状況や生活機能の課題に対し、高齢者の保健事業と連携した対応を図ります。

3 社会参加の支援

クラブ活動や趣味活動など個人や仲間同士での自主的な活動を支援します。また、就労やボランティア活動などの地域参加

を後押しし、高齢者がこれまでの人生で培ってきた能力や経験を活かしつつ、地域社会に貢献できるような環境づくりを進めます。

4 認知症施策の推進

認知症の人や家族の視点を重視しながら、「共生」と「予防」を車の両輪とした施策を推進し、認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる環境を整えます。また、認知症の正しい知識を習得してもらうことにより、認知症に関する不安の解消に努めます。

基本目標2 介護サービスと在宅医療・介護連携の充実

1 介護給付費サービスの充実

介護サービスの情報公表や第三者評価等を適切に実施し、利用者の選択を通じた介護サービスの質の向上を図ります。また、介護基盤の計画的な整備を進め、地域の実情に応じたきめ細かなサービスの提供体制を構築していきます。

2 事業者および介護者への支援

福祉や介護の仕事の魅力発信や就労促進事業を推進するとともに、関係機関と連携して、サービスの事業所等における専門的人材の安定的確保を支援します。また、在宅で高齢者を介護している家族等の介護負担軽減に取り組めます。

3 介護給付の適正化

介護保険の持続的運営のため、適正な介護認定審査のための研修、ケアプラン点検による自立

江東区高齢者地域包括ケア計画(中間のまとめ)の具体的な箇所へのご意見をお聞かせください。

意見募集締切:12/22(火)必着

氏名								
住所								
年齢	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	

※いただいた個人情報は、本パブリックコメント以外の目的には使用しません。

江東区高齢者地域包括ケア計画

意見募集

1・2面

計画の推進に向けて

外部有識者や関連団体代表、公募区民等を構成員とする「江東区高齢者地域包括ケア計画推進会議」を定期的に開催し、計画の進捗状況の評価、点検を行います。また、庁内関連部署や国・東京都等の関係機関との連携を強化し、一体的・総合的な計画の推進に努めます。

5 防災対策

日頃からの災害への備えや、災害発生時を想定した環境整備を推進し、高齢者の安全・安心な生活環境づくりに取り組めます。

4 住まいの安定的な確保

住まいの整備や入所支援を推進し、それぞれのニーズに応じた住まいが安定的に確保されるよう、関係機関との連携強化や住宅の斡旋(あつせん)に取り組みます。

2 生活支援の充実

高齢者の在宅での暮らしを支えるため、様々なサービスの実施や福祉機器・用品の支給等による日常生活の支援を行います。また、病気やけがなどの際の緊急かつ一時的な支援の充実も図り、高齢者をサポートします。

3 権利擁護の推進

成年後見制度利用促進法及び国基本計画の趣旨に基づき、成年後見制度の適切な活用に向けた体制整備に取り組みます。また、相談支援体制の充実や関係機関との連携強化を通して、高齢者虐待や消費者被害の防止を図り、高齢者の権利擁護を推進します。

基本目標3 生活支援体制の整備と住まいの確保

1 地域での支え合い体制の整備

地域住民が主体的に、地域の課題を把握して、解決することができるよう、資源の発掘やネ

